

おいでつき

施設利用ガイドブック

(まちなかにぎわいパートナー事業)



西尾市産業部商工振興課

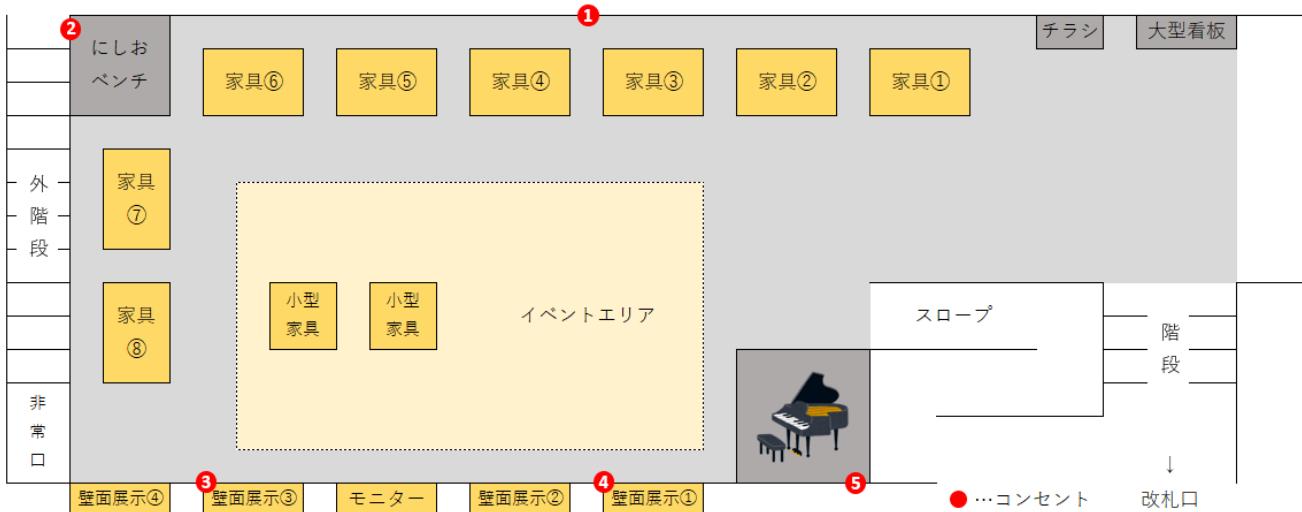
ご利用に際しては本ガイドブックの内容を十分ご理解いただき、遵守するとともに、西尾市の指示に従ってください。

施設概要

「おいでつき」は、これまで未利用だった場所を有効活用し、西尾駅周辺のにぎわいを作り出すことを目的に、令和4年3月に誕生しました。「おいでつき」という愛称は、応募総数 1,104 件の中から選ばれ、「たくさん的人に来てほしい、ここにおいで♪」という意味が込められています。駅ピアノは、西尾市立三和小学校で 43 年間の役目を終え、買い替えを機に、おいでつきが新たな活躍の場となりました。

利用可能面積 268.44 m²

■ 見取り図



実施内容	中心市街地のにぎわいを図るため、広く一般の方が参加できる内容に限ります。
利用可能時間	8:00～21:00 (設営・撤去時間 7:00～22:00)
利用可能エリア	イベントエリア ・ 壁面展示エリア ・ 出店エリア(家具①～⑧) ※ピアノ及び大型家具(家具①～⑧、にしおベンチ)の移動は危険ですので原則行わないようにしてください。 ※小型家具の移動は可能です。
貸出備品	ピアノ、コンセント、施設電灯(天井、展示エリア壁面) その他備品については、別紙:貸出備品リスト参照。

利用条件

- 事業実施日の 7 日前までに、告知用にイベント内容の分かるチラシ等を提出すること。
- 事業実施中でも、貸出利用のない駅ピアノは一般利用できるものとし、貸出利用中であっても、事業に資料が出ない場合等、状況に応じてなるべく一般利用に応じること。
- 大型家具・にしおベンチは原則移動させないこと。
- 事業実施後、必ず原状回復されること。

また利用によって発生するごみ等は全て、責任をもって適切に処理すること。ただし、次に掲げる場合は利用を認めません。

- (1) 公序良俗に反するか、又はその恐れがある場合。
- (2) 喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故の恐れがある場合。
- (3) 建物または施設等を損傷する恐れがある場合。
- (4) 政治、宗教活動と思われる場合。
- (5) その他、市長が不適当であると判断した場合。

禁止事項

次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 火災をはじめ、危険が生じる恐れのある行為をすること。
- (2) 火器の利用又は喫煙をすること。
- (3) 西尾駅の利用者に迷惑が及ぶおそれのある行為をすること。
- (4) 施設等を汚損又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (5) 契約行為又は高額な商品を販売すること。
- (6) その他おいでつきの管理、運営上支障があると認められる行為をすること。

【参考例】

不可	可
ガス調理器、発電機	IH調理器、保温機、上記(3)に該当しない範囲内にて{マイク、アコースティックギター、カホン等}、アルコール類の販売(※要相談)

関係法令等の遵守

利用するにあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

利用申請

商工振興課で「まちなかにぎわいパートナー」の登録及び利用申請を、事業実施日の 14 日前までに行ってください。事業実施日の 7 日前までに、おいでつき内掲示板等による利用告知をしてください。なお、利用申請受付は利用日の 1 年前から可能です。

設営・撤去について

おいでつきの利用後は、施設の復旧及び清掃などを行い、おいでつきの破損・汚損の有無を確認してください。返却時に破損等があった場合は、市の指定する方法で賠償していただきます。

利用者責任について

おいでつきの利用に伴い発生する事件・事故・苦情等は、全て利用者の責任とし、以後の処理についても利用者に行っていただきます。